平成２５年（フ）第２６号
北海道十勝郡浦幌町字南町６番地８　南町団地Ｓ53年１号棟１号室
債務者　守田　恵子
1　決定年月日時　平成25年２月27日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月23日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第１８号
愛知県豊橋市多米中町１丁目11番地の２
債務者　大脇　智洋
1　決定年月日時　平成25年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月13日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第１９号
愛知県豊橋市多米中町１丁目11番地の２
債務者　大脇　　茜
1　決定年月日時　平成25年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月13日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第２０号
愛知県豊橋市多米中町１丁目11番地の２
債務者　大脇　　遥
1　決定年月日時　平成25年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月13日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第２２号
長崎県佐世保市上原町441番地６　コーポＫ１．１－Ａ、旧住所長崎県佐世保市陣の内町690番地１
債務者　山野紀美子（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　平成25年２月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月24日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

破産手続廃止

平成２４年（フ）第６４号
長崎県佐世保市吉井町春明81番地２
破産者　有限会社Ｙ２Ｋ
1　決定年月日　平成25年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１３５６号
千葉県市原市桜台２丁目８番地４
破産者　高橋　和乃
1　決定年月日　平成25年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１０６７号
千葉県市原市深城47番地５
破産者　有限会社Ｐ．Ｓ－ＯＮＥ
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１０７５号
千葉市中央区南町３丁目４番７号
破産者　和建設株式会社
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１０４号
千葉市稲毛区小仲台２丁目13番12号
破産者　中川　喜之
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２９１号
千葉県八千代市緑が丘３丁目１番地６Ｅ－805
破産者　有限会社ケイアンドヒーロー
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２９２号
千葉県八千代市緑が丘３丁目１番地６　リーセントヒルズＥ－805
破産者　高梨　　清
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２５６号
東京都国分寺市東恋ヶ窪３丁目15番地４
破産者　株式会社デジタルアシスト
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１２９１号
東京都江東区枝川３丁目９番10－510号
破産者　有限会社白岩組
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４３号
長野県上田市菅平高原1238番地
破産者　有限会社すゞき商店
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第１１７５号
愛知県常滑市西之口１丁目60番地
破産者　クラフトインダストリー株式会社
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３２６号
名古屋市中川区法華２丁目64番地
破産者　富士建設株式会社
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２１８７号
名古屋市中区丸の内３丁目７番地26号ＡＣＡビル
破産者　ウィンコミュニケーションズ株式会社
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３９９１号
大阪府豊中市庄内東町３丁目９番14号
破産者　株式会社ハーヴェストサポート
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９９２号
大阪府豊中市庄内東町３丁目９番14号
破産者　株式会社ＨＳ観光バス
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部